

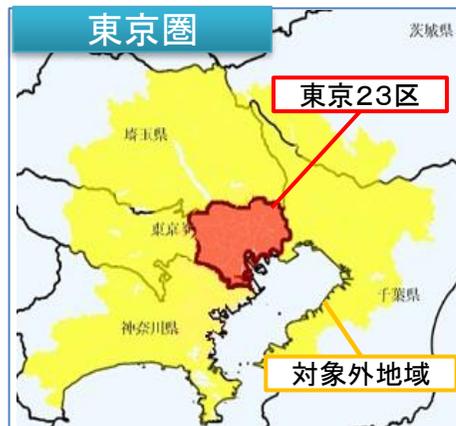
# 地方活力向上地域・準地方活力向上地域

白色：  
「地方活力向上地域」の対象となり得る地域

青色：  
「準地方活力向上地域」の対象となり得る地域

赤色：東京23区

黄色：首都圏整備法の  
既成市街地及び近郊整備地帯  
※東京23区を除く



首都圏整備法で定める  
既成市街地及び近郊整備地帯

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市、立川市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市、市川市等) ○茨城県(龍ヶ崎市、取手市等)



首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める区域

青色	○愛知県(名古屋市の特定の区域) <b>※移転型事業に限り、対象地域</b>
----	---



近畿圏整備法で定める既成都市区域

青色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域) <b>※移転型事業に限り、対象地域</b>
----	---

## ◆ 移転型事業

東京23区から地域再生計画に記載された地方活力向上地域又は準地方活力向上地域への特定業務施設の移転

## ◆ 拡充型事業

地域再生計画に記載された地方活力向上地域における特定業務施設の整備